

2014年度町田市教育委員会

第12回定例会会議録

1、開催日	2015年3月13日	
2、開催場所	第三、第四、第五会議室	
3、出席委員	委員 長	佐藤 昇
	委員	高橋 圭子
	委員	森山 賢一
	委員	八並 清子
	教育 長	坂本 修一
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	吉川 正志
	生涯学習部長	田中 久雄
	学校教育部次長	高橋 良彰
	(兼) 教育総務課長	
	教育総務課担当課長	有田 宏治
	教育総務課担当課長	高橋 由希子
	施設課長	岸波 達也
	施設課担当課長	横山 法子
	学校教育部次長	田中 英夫
	(兼) 学務課長	
	保健給食課長	佐藤 浩子
	指導室長	宮田 正博
	(兼) 指導課長	
	指導課担当課長	田中 利和
	指導課統括指導主事	小林 洋之
	教育センター所長	深澤 光
	教育センター担当課長	黒澤 一弘

教育センター統括指導主事	中原明寿
生涯学習総務課長	神田貴史
生涯学習センター長	稲田公明
生涯学習センター担当課長	外川吉宏
生涯学習部図書館担当部長 (兼) 図書館長	尾留川 朗
図書館市民文学館担当課長 (町田市民文学館長)	河井康雄
図書館副館長	近藤裕一
図書館担当課長	吉岡一憲
書 記	小泉宣弘
書 記	田中みゆき
書 記	谷山里映
速 記 士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

請願第1号	地方教育行政法の改定に伴う町田市における教育行政の組織と運営の改編に関する請願	不採択
議案第83号	町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第84号	町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第85号	町田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第86号	教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第87号	町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第88号	職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程について	

		原 案 可 決
議案第89号	町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程について	
		原 案 可 決
議案第90号	町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第91号	町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の一部改正について	
		原 案 可 決
議案第92号	町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について	原 案 可 決
議案第93号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第94号	町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第95号	町田市教育委員会職員等表彰規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第96号	町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第97号	教職員への感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第98号	教育委員会職員の2月9日付け及び2月15日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第99号	町田市立学校学校支援地域理事の解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第100号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第101号	学校医等の委嘱について	原 案 可 決
議案第102号	町田市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第103号	町田市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第104号	町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第105号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時専決処理に関し承認を求め	

	ることについて	承	認
議案第106号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承	認
議案第107号	都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承	認
議案第108号	都費負担教職員の配偶者同行休業に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承	認
議案第109号	平成27年度町田市公立学校教育職員の人事異動に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承	認
議案第110号	条件附採用期間にある教育職員の正式採用決定に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承	認
議案第111号	町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について		
		原	案 可 決
議案第112号	町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
		原	案 可 決

7、傍聴者数 14名

## 8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長 ただいまから町田市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

まず日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第1号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、議案第100号、第105号、第106号、第107号、第108号、第109号及び第110号は非公開案件とし、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第1号「地方教育行政法の改定に伴う町田市における教育行政の組織と運営の改編に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時02分休憩

---

午前10時03分再開

○委員長 再開いたします。

ただいま申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私は、町田市をはじめとして、東京都内で40年間教員をまいりましたと申します。

今回の請願に当たり、陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

請願は4点であります。請願の理由についてこれから述べさせていただきます。

まず初めに、教育委員会はどうあるべきかということ、私なりに少し歴史を振り返って、私の見解を述べたいと思います。

1945年8月15日にアジア太平洋戦争の終戦を迎えました。アジア制覇をたくらみ、侵略戦争を拡大し、日本国民300万人、さらにアジア諸国の人々2,000万人を犠牲にした狂気の天皇制軍国主義を支えた柱の1つが教育でした。教育勅語を頂点に、修身科やさまざまな行事、儀式などを通して、天皇のために命をささげることが唯一の教育の目的として徹底的に強制されました。

戦後、この反省に立って、1947年、日本国憲法が、続いて教育基本法が定められました。その文章に、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」、このように教育基本法前文で述べています。このことは、天皇制軍国主義の教育から民主主義の教育への転換を宣言したということです。

これを受けて、翌年に教育委員会法が制定されました。その組織原則は、教育行政の地方分権、一般行政からの独立、民衆による統制です。教育委員会制度はその後たくさんの方の改正を経て今日に至りますが、基本は継承されています。

今回の法改正の国会の論議での質問に対して、前川初等中等教育局長は、次のように答えています。「地方分権の考え方は、改正案においても基本的に変わらないと考えております」、「首長からの独立性ということにつきましては基本的に変わらないと考えております」、「住民の意思の反映という理念につきましても、基本的には変わらないと考えております」、こういう答弁でした。

教育委員会法の第1条は次のとおりです。「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成する」と書かれています。

特に教育の独立性については、最高裁判所も重要な判決を下しています。北海道全国学力テスト裁判です。判決では、「子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子供に植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二十六条、十三条の規定上からも許されないと述べています。このように教育委員会はどうあるべきかを考えるとき、不当な支配に服することのない独立性がいかに大切であるか訴えたいと思います。

次に、首長権限による教育行政への介入がどんな悲惨なことになるのかを、事例を通して述べたいと思います。今回の改正で、首長の教育行政への関与が許されるようになりましたが、既にある自治体では、首長が強引に教育行政に介入し、問題が起きています。「長と名のつくものは公募で決める」とこの首長は公言し、2012年に条例で校長原則公募と決めました。11名が民間人校長として採用されましたが、半年もたたないうちに6人がトラブルを起こしました。

その中の中学校校長の事例が国会で報告されました。修学旅行でのラフティングで生徒を川に突き落とす、生徒の顔に火をつける。1年生と2年生の学年集会で、「授業がつまらないなら、1時間当たり1,000円換算で返せ」と要求しなさいと発言し、授業の收拾がつかなくなるなどなど、報告は信じがたいものです。この地域の生徒、先生、保護者の迷惑は大変なことだと察しがつきます。これは最近起きた例ですが、教育の独立性に基づいた教育委員会の立場が、行き届いた教育には不可欠であることを示しています。

次に、総合教育会議と教育委員会との関連性で、昨年国会論議の中ではっきりしてきたことを紹介したいと思います。今回の法改正では、通知としてさまざまな条件がつけられ、歯どめがかけられています。例えば「大綱は、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること」と書かれていたり、また、「総合教育会議においては、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと」などと書かれております。町田市教育委員会がこれらの通知を生かして、これらの点を十分に配慮し、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保にこれからも努められますように期待しております。

次に、今年採択されます中学校教科書採択との関連性について見解を述べます。昨年の12月市議会に総合教育会議と大綱についての請願が出されましたが、この請願の実質は、今年8月に予定されている中学校教科書の採択で、特定の教科書採択を意識して出されたものと私は考えております。社会科の歴史、公民の教科書の中には、検定を合格したものとはいえ、現在の学問研究の水準を無視した内容のものがあります。

3年前にこの教科書を採択した大田区で、つい最近、集会がありました。そこで、社会科の教員から、「神話や神道にまつわる話が多く、教育勅語や大東亜共栄圏を賛美して使いたくない」との話があったり、保護者からは、「教科書は正しいものではなかったことを知りました。戦争を勧めるような教科書なんて怖い。正しい教科書で学べるようにしてほしい」との発言がありました。町田の子どもたちが真実を学べるように、町田市教育委員会が、この問題でも、これまでのように良識と英知を発揮されることを願っております。

最後に、これまで述べたことをまとめたいと思います。教育は子ども、住民の権利です。政治が教育に介入し、統制することは、憲法理念に反します。教育行政は、第1に、国家の支配を許さず、地方分権により進められること、第2に、首長から独立し、自主的に進められること、第3に、何より子ども、教職員、市民の意思を反映して行われることが大事だと考えます。

以上の理由から、上記4点について請願いたします。町田市教育委員会が子ども、保護者、市民の期待に応えて、これまでどおり自主性を発揮されることをお願いいたしまして、私の陳述を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。



午前 10 時 12 分休憩

---

午前 10 時 13 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 1 号の意見陳述は終わりました。

これより請願第 1 号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願第 1 号に関する願意の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 1 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の改正に伴う町田市教育行政についての請願でございます。

請願第 1 号の請願項目は 4 つございます。

1 つ目は、2015 年度から行われる総合教育会議や総合的な教育施策の大綱の策定に当たり、教育委員会の職務権限事項については、教育委員会の考えを尊重させるように努めることでございます。

文部科学省は、平成 26 年 7 月 17 日付の文書、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律について」の中で総合教育会議や大綱の取り扱いについて、次のとおり通知をしております。まず、総合教育会議については、「教科書採択、教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、総合教育会議の協議題とすべきでないこと」とされています。また、大綱については、「予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限にかかわる事項についての目標や根本となる方針であり、首長の権限にかかわらない事項については、教育委員会が適切と判断した場合のみ、大綱に記載することも考えられること」とされています。このことから、特に政治的中立性の要請が高い教育委員会の職務権限に属する事項は、総合教育会議の協議題の対象になるものではなく、また、大綱の内容としても、首長と教育委員会が協議・調整を経る必要がないことから、教育委員会の職務権限事項に係る教育委員会の考えを尊重させるよう努める必要がないと考えます。

2 つ目は、総合教育会議では、教育のための予算や条例の原案作成につきまして、首長と十分に協議・調整を行うよう努めることでございます。このたびの法改正で、新たに総合教育会議が設けられた趣旨は、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成、執行や条例提案などの権限を持つ首長と教育委員会が十分な意思疎通を図ることです。つまり、請願者の願意は、法律を適切に履行することであり、教育委員会としては、

法の趣旨に沿って、総合教育会議において、首長と十分に協議・調整することは当然の義務であると考えています。

3つ目は、総合教育会議の開催日時の事前周知や議事録の作成及び公表を行うよう教育委員会が首長に要請することです。このことについては、あえて教育委員会から首長に要請するまでもなく、首長部局の担当組織でその準備を進めていると聞いております。

4つ目は、大綱について、地域の実情を踏まえて自主的に策定するように、教育委員会が首長に要請することです。大綱については、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、首長が決定するものであり、教育委員会が首長に要請する性質のものではないと考えます。

以上のことから、項目1、項目3及び項目4については、制度上それを行う必要がないことから、項目2については法律の趣旨そのものであり、あえて採択する必要がないことから、本請願は不採択とすることが適当であると考えます。

以上でございます。

**○委員長** 請願第1号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長からの説明が終わりました。

それでは、先ほどの意見陳述並びにただいまの教育長からの説明につきまして、これからご意見などをいただきたいと思っております。何かございましたら、各委員からお願いいたします。

**○高橋委員** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、このような請願を出していただき、町田市の教育のこれからは高い関心を持ってくださっていますことを知り、教育委員として、私たちはその期待に応え、さらによりよい教育が行われるよう努めてまいりたいと思っております。

法改正を機に総合教育会議が新たに設けられ、これまでも予算等につきましては、毎年市長に意見を述べる場がありましたが、これまで以上に、予算のみならず教育全般において、市長と意思疎通が図られるようになると期待しているところであります。

今回の4つの請願につきましては、教育長の説明のとおりでありまして、請願の1、3、4は要請されるまでもなく、制度上行う必要がなく、請願の2につきましては、法律の趣旨そのものであり、請願者が懸念されていますところの教育に政治が介入したり、首長の個人的な思想・信条により、教育施策がゆがめられることがないように、これまでどおり

政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、執行機関としての任務を教育委員会が担っていくことには変わりありません。

また、総合教育会議では、首長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていますので、どうぞご心配のないようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございますか。

○八並委員 私も高橋委員と同じように考えております。

○委員長 ほかにいかがですか。

○森山委員 今、教育委員会の歴史的な位置づけを踏まえて請願理由をお伺いいたしました。大変高いご関心をお持ちいただいていることを私もありがたく思っております。ただ、今回の請願につきましては、教育長の本日の請願の実現性、妥当性の説明を踏まえて、私としては不採択ということで同意をさせていただきたいと思っております。

○委員長 私も教育委員になって3年が経ちますが、教育委員会は、今までも政治的中立性、継続性、安定性を維持して教育行政を行ってきておりますし、今回改正がなされても、これまでと同様に政治的中立性、継続性、安定性を確保することは可能だろうと思っておりますので、請願者にはご安心いただければと思います。

ただいま教育長の説明に加え、委員からもご意見をいただきましたが、請願第1号につきましては、願意の実現性、妥当性に関する教育長のご説明のとおり、制度上それを行う必要がない、また、法律の趣旨そのものであり、あえて採択する必要がなく、不採択とすることが適当であるということだと思われませんが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第1号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第1号の審議を終了いたします。

それでは、以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の主に教育委員会にかかわる活動につきまして、幾つか報告をさせていただきます。

まず2月8日、日曜日でございましたが、調布市の味の素スタジアムにおきまして、第6回の中学生「東京駅伝」大会が開催されました。去年は大雪で中止になりましたので、

町田市としては、一昨年に続いて連覇を狙っておりました。一時は男女ともトップを走ったときもございましたが、結果として男子、女子ともに4位ということで連覇はなりませんでしたが、スタンドの生徒たちの応援は、参加50区市町のチームの中でナンバーワンだったと思います。町田市の中学生のすばらしさを、今年も全都にアピールする機会になったと思っております。

2月14日、土曜日でございますが、昨年からはじめて2回目になります中学生職場体験功労事業所等への感謝状贈呈式を開催いたしました。各委員とともに出席をしております。長年にわたりまして、中学生の職場体験を受け入れていただいた198の事業所等の皆様に感謝の意を伝えさせていただきました。

3月3日、火曜日でございますが、1月18日に広島県広島市で開催されました天皇杯第20回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会におきまして、東京都が第3位に入賞いたしましたが、そのときの選手として出場いたしました南中学校3年生の池田一成君と南成瀬中学校3年生の谷萩由歩君が、大会結果報告のために市長を表敬訪問に来られました。これに私も同席をしております。2人とも明確に「オリンピック選手を目指します」と市長に話していたのが大変頼もしく感じられました。

もう一つ、3月8日、日曜日でございますが、今年度の児童生徒表彰式を本庁舎の3階で開催いたしました。今年度は、スポーツ活動や地域の伝統文化の継承などで、他の児童・生徒の模範となる成果を上げた72名、6団体の個人、団体に表彰状をお渡ししております。表彰式には各委員とともに出席をいたしました。

その他の主な活動はお配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 続いて、両部長から何かございましたらお願いいたします。

○学校教育部長 1点ご報告申し上げます。2月26日に開催されました文教社会常任委員会において学校教育部所管分の審議が行われましたので、ご報告いたします。

案件は1件のみ、第1号議案で平成26年度（2014年度）の町田市一般会計補正予算について審議をされました。特に質問はなく、委員会では全員一致で可決すべきものとされております。また同日、本会議が開催されまして可決をされました。

以上でございます。

○生涯学習部長 同じく2月26日に開催されました文教社会常任委員会における生涯学習部所管分の審議につきましてご報告いたします。

案件は同じく第1号議案、平成26年度町田市一般会計補正予算（第4号）でございましたが、特に質疑はなく、委員会では全員一致で可決すべきものとされております。同じく、同日開催された本会議でも可決されております。

以上です。

○委員長 各委員から報告をお願いいたします。

○高橋委員 2月21日、自由民権資料館の企画展「一写真でたずねる一万葉の丘・多摩の横山一」のギャラリートークに参加いたしました。展示されている多摩丘陵の風景写真は息をのむほど美しく、必見の価値があると思えました。

写真パネルは、東京町田・中ロータリークラブの環境保全事業「21世紀に残したい町田ふるさと50景」として、1991年から1992年、今から24～25年前に撮影されたものですが、保存状態がよいためか、全く古さを感じさせず、美しさが保たれていました。ギャラリートークは撮影者である担当職員の松本氏がしてくださるので、景観に潜む歴史的、文化的な解釈を聞くことができ、大変興味深いものでした。

3月10日、町田市公立小学校PTA連絡協議会に参加いたしました。今年度は42校中14校が加盟校として活動されておりました。しかし、残念なことに、町田第四小学校が今年度をもって脱会するというので、来年度は13校となり、減少の一途をたどっています。昨年度より42校全てに小P連の開催の案内を送り、未加盟校にも参加を呼びかける等、大変努力を続けられ、今年度は未加盟校のうち数校がコンスタントに参加するという大きな成果を上げました。それにもかかわらず、加盟校が減るという厳しい状況で終わり、大変残念に思っています。

私は、教育に対し、保護者から広く意見や考えを直接伺い、その意向を教育行政に反映させていくことは、教育委員会制度の大切な理念の1つだと思っています。町田の各小学校のPTAの保護者の代表の方々が一堂に会し、論議をし、その論議を通して形成される保護者の意向、要求を教育行政に反映させていくという大切な場である小P連が衰退していくことを、どうかかしてとめられないものかと思っています。

今回の会の冒頭に、中原教育センター統括指導主事より、特別支援教育推進計画を町田市で初めて作成し、現在、市民意見を募集しているので、ぜひ各小学校へ持ち帰り、意見をまとめて、その意見を出してくださいと依頼されておりましたが、町田市の小学校のPTAへ向けて発信する場として、現在小P連が存在をしていますから、依頼ができますが、今後を大変心配しています。地域住民である保護者の声を幅広く聞くことができる場であ

る小P連がこれからも存続するように、何かしら対策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長 八並委員、お願いします。

○八並委員 主な活動は別紙のとおりでございます。

○委員長 森山委員、お願いします。

○森山委員 1点だけご報告させていただきます。

2月14日に、2014年度町田市中学校職場体験功労事業所等感謝状贈呈式に出席をいたしました。ご承知のとおり、平成23年のキャリア教育に関する答申が出されて以来、キャリア教育の推進、充実に期待が高まっているわけです。ここでは特に職場体験活動に関する焦点化が1つの柱になっているかと思えます。私は、学校の特色や町田市の地域の実情を踏まえて、子どもたちの発達段階にふさわしいキャリア教育を推進、充実することが必要であると思っております。そういう意味におきましては、まさに町田市での職場体験の事業所のご協力ということが非常に重要な要素を握っているかと思えます。これらの諸活動に関しましては、引き続きキャリア教育の充実に向けて、事業所へのご協力のお願いをぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○委員長 教育長、両部長、各委員からの報告に関しまして、何か質問などありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

先ほど教育長から東京駅伝の報告がありましたが、昨年度大雪にならずに大会が行われていれば、先ほど市長を表敬訪問したとの話があった池田君、谷萩君が、去年は中学校2年生で出場できたわけですので、すばらしい成績を上げたのではないかと思います。この点は、とても残念な思いがしますが、これからの町田の中学生の活躍に期待したいと思います。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

今回は議案審議事項がたくさんございます。まず、議案第83号から第91号までは、提案理由が同一であるようですので、一括して審議したいと思います。また、議案第102号から第104号におきましても、提案理由が同一であるようですので、これも一括して審議したいと思います。このような進め方についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、議案第83号から議案第91号まで、教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、議案第83号から議案第91号まで、9件の議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。9件の議案のうち、3件は規則、5件は規程、1件は要綱の一部改正を行うものでございます。これらの改正は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、関連する規定を整備するためのものでございます。

改正の内容につきましては、各議案の1枚目をめくっていただきまして、資料にございます改正の概要のところに記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、私が順次議案を申し上げますので、何かありましたらご発言をお願いしたいと思います。

まず、議案第83号「町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」。

次に、議案第84号「町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」。

次に、議案第85号「町田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」。

○八並委員 事務委任規則第2条第2項の「重要なものについて、遅滞なく」という条文の「重要なもの」というのは、どのようなものを想定されているのでしょうか。

○高橋教育総務課担当課長 第2条第2項の「重要なもの」についてお答えいたします。

この度の地教行法の改正により、教育長は、教育委員会規則に定めるところにより委任された事務の状況を教育委員会に報告することが新たに定められました。町田市教育委員会では、これまでも報告事項として、教育長に委任された事項のうち、重要なものを教育委員会でご報告をしているところでございますけれども、今回は法律の改正により、改めてそのことを規則に明記したものでございます。

したがいまして、重要なものとは、これまで報告事項で行っている内容と同様に、例えば教育プランに定める事業の進捗状況とか、生涯学習施設における企画とか、附属機関からの答申などを想定してございます。また、これまでもそうですが、教育委員の皆様方からの報告の求めに応じて報告をさせていただくことも想定してございます。

以上でございます。

○八並委員 今回の法律改正では、教育長が臨時に代理した事務についても教育委員会に

報告することが定められました。現状では、例えば人事案件のように、教育長が臨時に代理した事務については、教育委員会において議案審議事項として審議し、承認をしておりますが、法律改正を受けて、今後は臨時に代理した事務については、教育委員会で報告がなされるだけになるのでしょうか。

○高橋教育総務課担当課長 今、八並委員からご質問がありました臨時に代理をしている事務でございますけれども、本規則では臨時に代理した事務については、直近の教育委員会で報告し、その承認を得なければならないとされております。法律改正後も、この条文については変更なく、これまで同様、教育委員会の承認を得るものとしていたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。――ほかにありますか。

○高橋委員 私も同じく第2条第2項ですが、「遅滞なく、(中略)報告しなければならない」とありますけれども、内容によっては早急にお知らせいただくこともあるかと思えます。「遅滞なく」とはどのくらいの時間の経過を想定されているのでしょうか。

○高橋教育総務課担当課長 「遅滞なく」でございますが、先ほど申し上げました報告事項につきまして、当該事案の終了後、直近の定例教育委員会で報告することを原則と考えております。ただ、物によっては最終的な終了を待たず、中間的に報告をすとか、事態に応じて適切に報告をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

次に、議案第86号「教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第87号「町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第88号「職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第89号「町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第90号「町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第91号「町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の一部改正について」。

質問などよろしいですね。――それでは、お諮りいたします。議案1つ1つについて決定していきたいと思えます。



議案第 83 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 84 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 85 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 86 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 87 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

議案第 88 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

議案第 89 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

議案第 90 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

議案第 91 号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

それでは次に、議案第 92 号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、議案第 92 号についてご説明を申し上げます。「町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」でございます。

本件につきましては、町田市立忠生図書館の開館日を平成27年5月1日とすることを目的に、町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるために制定するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。――それでは、お諮りいたします。議案第92号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第93号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第93号についてご説明を申し上げます。「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、忠生図書館の設置に伴う組織変更及び町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置等に伴いまして、必要な規定を整備するために改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、表紙を1枚めくっていただきまして、資料の中段の2「改正内容」に記載されております8つの項目でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○高橋委員 教育長職務代理者につきましては、これまで町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則に定められていましたが、今回法律が改正されるということで、新しい法律のもとでは、教育長職務代理者はどのようになっているか教えてください。

○高橋教育総務課担当課長 これまでの教育長職務代理者につきましては、地教行法に基づき、教育委員会があらかじめ指定する事務局の職員でございました。このたび地教行法の改正によりまして、新教育長の職務代理者は教育長が指名する教育委員に変更になります。これまではあらかじめ指定する事務局の職員として、学校教育部長を教育長職務代理者として規則第4条に定めておりましたが、今回の法改正に基づき、この条文を削除するものでございます。本規則の適用後につきましては、今度は新たに地教行法に基づき、教育長が教員委員の中から職務代理者を指名することとなります。

以上でございます。

○委員長 ほかに質問はございますか。

○高橋委員 第15条の学校施設管理センターの住所を確認いたしますと、今回、住所が変わっておりますけれども、これはどこに移るのでしょうか。新しく場所が変わって、どういう施設に管理センターを置くのでしょうか。また、どんな理由があって変更になったのでしょうかお教えてください。

○教育総務課長 現在、学校管理センターは、旧本町田中学校の一部を事務所として使用しております。しかし、旧本町田中学校は、市の方針により、今後学校施設としては別の用途として活用することになっておりますので、学校施設管理センターの事務所としては使用できなくなります。そのため、現在の旧忠生第六小学校の一部を事務所として使用することになりました。移転については、2015年5月を予定しております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。――それでは、お諮りいたします。議案第93号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第94号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第94号についてご説明を申し上げます。「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」でございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、生涯学習部の特命担当部長の廃止及び財務部管財課車両係と学校教育部教育総務課車両担当の統合に伴いまして、必要な規定を整理するために改正するものでございます。

この改正内容につきましては、別紙資料に記載しております5つの項目でございます。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。――それでは、お諮りいたします。議案第94号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第95号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第95号についてご説明を申し上げます。「町田市教育委員会職員等表彰規

程の一部を改正する規程について」でございます。

本件につきましては、被表彰者の遺族への表彰状等の授与を可能にするため、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 今回このように規定に定められていますけれども、これまで被表彰者の遺族への表彰状等の授与は実際あったのでしょうか。

○教育総務課長 これまで被表彰者の遺族への表彰状を授与することができる規定がなかったために、実際に授与した実績はございません。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。——それでは、お諮りいたします。議案第 95 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第 96 号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 96 号につきましてご説明を申し上げます。「町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について」でございます。

本件につきましては、生涯学習部の特命担当部長の廃止に伴いまして、関係する規定を整理するため改正するものでございます。なお、改正の内容は資料にございますとおりです。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありますか。——それでは、お諮りいたします。議案第 96 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第 97 号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 97 号についてご説明を申し上げます。「教職員への感謝状の贈呈について」でございます。

本件につきましては、2014 年度に退職する教職員のうち、別紙記載の 29 名の皆様に対しまして、町田市の学校教育の向上と発展に寄与したとして、町田市教育委員会感謝状の

贈呈に関する要綱第3の規定に基づいて感謝状を贈呈するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かご質問などございますか。

○高橋委員 教職員への感謝状の贈呈対象者の本市在職年数が3年から33年と差がありますけれども、規定ではどのようになっていますでしょうか。

○教育総務課長 教職員に関する感謝状贈呈については、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱の規定に基づき行っております。具体的には町田市の校長または副校長として通算で3年以上在職し、かつ退職した者、また町田市の教職員として通算で10年以上在職し、かつ退職した者を対象としております。

以上です。

○委員長 ほかに何かございますか。――それでは、お諮りいたします。議案第97号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第98号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第98号についてご説明を申し上げます。「教育委員会職員の2月9日付け及び2月15日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件につきましては、2015年2月9日付け及び2015年2月15日付け人事異動を命ずるために、2月6日及び2月13日に臨時専決処理をいたしましたので、本委員会において承認を求めるものでございます。

なお、異動の対象者につきましては、別紙資料にございますとおり、小学校の給食調理員2名でございます。

説明は以上です。

○委員長 私からですが、この異動について、個人情報に絡むところは控えていただきたいと思っておりますけれども、何かご事情があるのであれば、ご説明をお願いいたします。

○保健給食課長 まず木曾境川小学校でございますが、再任用職員の方が病気休職ということで、それに代わる勤務をしていただくということでございます。また、鶴川第二小学校におきましては、公務災害が発生いたしまして、その際に勤務していただいていたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。——それでは、お諮りいたします。議案第 98 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第 99 号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、議案第 99 号についてご説明を申し上げます。「町田市立学校学校支援地域理事の解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第 13 条の 4 の規定に基づく学校支援地域理事 1 名につきまして、別紙のとおり、学校長より解職の具申がございましたため、2015 年 3 月 5 日付で臨時専決処理をいたしました。このことについて本委員会において承認を求めるものでございます。

なお、解職事由につきましては、ご本人の申し出によるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございますか。——それでは、お諮りいたします。議案第 99 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第 101 号を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 101 号についてご説明を申し上げます。「学校医等の委嘱について」でございます。

本件につきましては、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が 2015 年 3 月 31 日をもって満了となるため、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づきまして、別紙資料のとおり、2015 年度の委嘱を行うものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 整形外科医の委嘱がある学校とない学校がありますが、これは肢体不自由学級がある学校に、整形外科医の担当の先生がいらっしやると理解してよろしいでしょうか。

○保健給食課長 ただいまのご質問でございますが、教育委員会規則、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則によりまして、整形外科医につきましては、特別支援学級のうち、肢体不自由学級設置校2校につき1人と定められておりまして、その要件を満たすよう委嘱をするものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。――それでは、お諮りいたします。議案第101号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第102号、103号、104号は一括して提案理由説明をお願いしたいと思います。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、議案第102号、103号、104号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

これら3件の規程の改正につきましては、いずれも2015年4月1日から、東京都におきまして、一般職非常勤職員制度が実施され、都立学校の非常勤職員に関係する規程等が改正されることに伴い、町田市立学校に派遣されている非常勤職員についても、東京都と同様の取り扱いとする必要があるため、改正するものでございます。

なお、改正の内容につきましては、各議案に添付の資料にございます改正の概要に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 それでは、これより質疑に入ります。議案に関して質問などありましたら、順次お願いいたします。

まず、議案第102号「町田市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について」。

次に、議案第103号「町田市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について」。

○高橋委員 別表の中に「35 配偶者同行休業」とありますけれども、これはどういう内容なのでしょうか。

○指導課長 配偶者同行休業についてご説明いたします。これに関しては、例えばご夫婦で、旦那さんが民間企業にお勤めで、奥様は教員であるような場合、旦那さんが海外に派遣され、それに同行する際に、教員である奥様が同行休業をとれるという規定が定められているということでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

次に、議案第104号「町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について」。――よろしいですか。

それでは、1つずつお諮りいたします。

議案第102号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

議案第103号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

議案第104号につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第111号について審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第111号についてご説明を申し上げます。「町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

本件につきましては、町田市文化財保護条例の改正に伴いまして、関連する規定を整理する必要があるため、改正するものでございます。

この改正内容につきましては、1枚めくっていただきまして、2にございますとおり、新たに登録文化財制度の様式に関する規定を加え、その他文言の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。――それでは、お諮りいたします。議案第111号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第112号について審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第112号についてご説明を申し上げます。「町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

本件につきましては、開放施設のうち特別教室について、利用実態等を考慮して、利用



申請期間、開放日、開放対象教室を見直し、施設の有効利用と適切な運用を図るために改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。――それでは、お諮りいたします。議案第 112 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

それでは、日程第 3、報告事項に入ります。

現在 2 つの報告が予定されておりますが、ほかに追加の報告はございますか。

○指導課長 報告として 1 点追加をさせていただきたいと思っております。2 月 20 日に発生しました川崎市における中学生殺傷事件に伴い、町田市における対応についてご報告をさせていただこうと思っております。

○委員長 それでは、報告事項の 3 点目をお願いしたいと思います。

まず、保健給食課からお願いいたします。

○保健給食課長 それでは、報告事項 1「小学校給食調理業務委託導入に関する進捗状況、今後の予定及び 2016 年度以降における委託校選定の基準について」、お手元の資料をもとにご説明いたします。

初めに、2014 年 9 月からの進捗状況について報告いたします。2014 年 9 月に一般競争入札を行った結果、株式会社日本環境ビルテック町田営業所、株式会社サンユウ東京支店、日本給食株式会社の 3 社と契約締結に至りました。11 月にはこの 3 社を集めて合同の説明会を開催し、町田市における小学校給食の現状やあり方、さらに食物アレルギー対応などについて詳しく説明いたしました。その後、12 月に、委託を導入する 6 校それぞれの校長や関係職員と受託事業者との顔合わせを行いました。年が変わり、2015 年 2 月には、事業者が受託先である小学校の給食室において調理及び洗浄作業を見学いたしました。

続きまして、今後の予定について、春休み期間中の引き継ぎと 2016 年度調理業務委託に向けた事務手続の 2 点について説明させていただきます。

まず 1 点目、春休み期間中の引き継ぎでございますが、小学校の春休み期間に、給食室で作業動線や調理機器の取り扱いの確認など、業務の詳細な引き継ぎを行う予定でございます。

次に、2016年度の調理業務委託に向けた事務手続についてでございますが、2016年度は正規調理員の退職動向に合わせ、新たに6校で調理業務委託を導入する予定でございます。これによりまして、2016年度の委託校は合計12校となります。事務手続につきましては、2015年5月下旬を目途に新たな6校を決定し、その後、業務委託契約のための入札を行い、6月には契約を締結する予定でございます。

最後に、2016年度以降における委託校選定の基準についてでございます。その前に、小学校給食におけるグループ制について改めて補足説明をさせていただきたいと存じます。小学校給食では、小学校長会の地区別に合わせまして6つの地区に分け、人員や備品、ノウハウを共有するグループ制を実施しております。1グループは基幹校となるセンター校1校とその他6校で構成をされております。2016年度以降に調理業務委託を導入する小学校の選定基準は、校長、副校長、栄養士、調理員の代表で構成いたします調理業務委託に関する検討会での検討結果を踏まえまして、次に挙げる5点といたしました。

1点目、現在のグループ制を構成する地区において、委託校数が偏らないように選定する。2点目、委託を導入する年度に各地区においてセンター校ではない学校を選定する。3点目、食数の多い学校から優先的に選定する。4点目、委託導入年度当初に大規模な改修工事を予定していない学校を選定する。5点目、その他総合的な視点を加味して選定する。委託導入後もこれまでと同様に、安心、安全、良質な給食の提供に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○委員長 何か質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 いよいよ2015年4月から小学校6校で給食調理業務委託が始まるわけですが、これまでと同じような給食が提供されるのか、保護者の方々も大変案じていらっしゃると思うのです。今回、2月に受託事業者による調理及び洗浄作業の見学をなさったようですけれども、実際に調理をなさっている現場や洗浄作業などを見学されまして、どのような感想を持たれたのでしょうか。また、実際見て、こういうふうに改善したほうがいいという改善点なども見つかったのでしょうか。教えてください。

○保健給食課長 4月から調理業務を受託する事業者から、調理責任者となることが予定されている社員が、この見学会には参加をしております。特に調理責任者という方が、朝の食材納品、いわゆる食材の受け取りから配膳、また子どもたちが給食を食べている様子、また洗浄、清掃作業まで、実際に1日の流れを通して見てもらうことができまして、動線、作業の手順等の構想が非常に持てたという感想をいただいているところでございます。

また、改善点ということでは、特にここを改善ということはお話をいただいておりますが、学校給食の中ではドライ運用に努めており、調理業務委託後もそのあたりは努めてやっていただきたいという話はさせていただいているところでございます。

○委員長 私から。2016年度以降、順次選定をしていくわけですが、このペースでいきますと、何年間でこの委託業務が終わりますか。

○保健給食課長 2015年度6校、また2016年度6校ということで、これは正規調理員の退職動向というものに合わせて導入をしてまいるわけでございます。給食正規調理員の退職がどうなっていくのかというところをしっかりと見て、それに応じて導入をしていくということになりますので、今この時点で何年でということとは申し上げられないような状況でございます。

○委員長 意見というか要望ですけれども、保護者あるいは学校関係者は、業務委託が実際どのように展開されるのか大変心配している向きもありますので、とりわけ新しい形が始まる4月、5月、6月、このあたりにつきましては、学校に全て任せるのではなく、教育委員会の担当課のほうでもぜひ注視して、心配事がないような形で進めていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

では、次の報告事項に入ります。指導課からお願いいたします。

○指導課統括指導主事 報告事項2「町田市学力向上推進プラン」及び「家庭学習の手引き」について、説明をさせていただきます。

本件は、町田市教育プランに基づいて町田市学力向上推進委員会が作成したものです。学力向上推進プランの内容につきましては、学力向上を図るための学校、家庭、地域、教育委員会それぞれの役割を示し、相互に連携した取組の推進を狙いとしております。周知・活用方法につきましては、市内小・中学校全ての教員に配布するとともに、町田市公式ホームページに掲載いたします。さらに5月14日開催予定の町田市学力向上推進フォーラムにて、教員、保護者、市民の方々に向けて説明し、広く周知を図ってまいります。各学校では、この学力向上推進プランに基づいて、授業改善推進プランの作成や教育課程の編成を行ってまいります。

「家庭学習の手引き」につきましては、学力向上推進プランにおける家庭の取組につきまして、保護者の方に理解、協力を求め、啓発を図るために、作成、配布するものでございます。周知・活用方法につきましては、このリーフレットに、家庭内で貼るなどして活

用をお願いする1文を記載しまして、市内全教員、全児童・生徒の保護者に配布し、保護者会、個別面談、PTA等の会合の資料としての活用、学校便りで引用していただくことなどを考えております。

以上でございます。

○委員長 質問などありましたらお願いしたいと思いますが、まず私から。もう一度確認ですけれども、町田市学力向上推進フォーラムはいつ行われるのでしょうか。

○指導課統括指導主事 町田市学力向上推進フォーラムにつきましては、2015年5月14日午後2時から市民ホールで行います。よろしく申し上げます。

○委員長 「家庭学習の手引き」に盛られている内容で、何か特徴的といいますか、強調しているような内容がありましたら、1つ、2つ紹介をしていただけますでしょうか。

○指導課統括指導主事 「家庭学習の手引き」リーフレットの内容につきましては、「町田市学力向上推進プラン」で、家庭の取組としまして、次の4つを挙げております。家庭の取組1としまして、家族間の会話、2として読書の習慣、3として家庭学習、4として生活習慣、規範意識でございます。こういった内容につきましては、家庭でも学校と協力しながら、家族で一緒に取り組んで、子どもの学力を伸ばしていこうと啓発を図るものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○高橋委員 今、指導課統括指導主事からお話がありましたが、「家庭学習の手引き」をいただいても、ただそれを見て、「ああ、こういうことですね」という形で置いてしまっただけでは、本当にもったいないと思います。手引きには、家庭に貼るなどの活用のお願いも書いてあるということなので、本当にどの家庭にもこれをきちんと貼り出して、たびたび子どもと親と一緒に見てほしいと思います。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。――よろしいですか。

それでは、報告事項の3で、過日、川崎市で中学校1年生が殺傷された事件に関しまして、町田市民も含め、大変ご心配だと思いますので、町田市でどのように対応されているか、ご報告をいただければと思います。

○指導課長 今回の事件は大変痛ましい事件であり、亡くなった生徒のご冥福をお祈りするとともに、一刻も早く事件全体の解明がされることを望んでおります。

この事件についてはさまざまな報道がされておりますが、上級生との交友、不登校、連絡がとりにくい家庭であった、顔のあざが事前に発見されていた、LINE等でのやりと

りがあったなどが報道されております。今回の生徒の事例を特別なものと考えてはいけな  
いと感じております。

町田市においては、これまでも全小・中学校で、毎月全児童・生徒に「心のアンケート」  
を実施するとともに、定期的を開催しています生活指導主任研修会において、児童・生徒  
に関する情報交換を行い、卒業生との交友や他校生との交友の把握に努めております。

今回の事件を受けまして、2月26日に東京都教育委員会から、「児童・生徒による凶悪  
犯罪防止のための緊急対策実施について」という通知文が発出されました。この通知文に  
は、脅迫や暴力行為を受けていることが明らかになった場合は、直ちに警察と連携して対  
応すること、また、悩んだり、暴力を受けて苦しんだりしている児童・生徒を見たり聞い  
たりした場合には、直ちに教職員、保護者など、大人に伝えるよう子どもたちに指導する  
ことなどが示されております。

この通知に関しましては、3月4日に行われました小・中学校の校長全員が集まる定例  
の校長会で、全校長に改めて詳細を伝え、各学校で通知に基づいて対応するよう指示をい  
たしました。さらに、文部科学省から2月27日付で児童・生徒の安全に関する緊急調査を  
行うよう通知がありました。改めて連絡のとれない児童・生徒や、学校外の集団とのかかわ  
りの中で、生命や身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる児童・生徒の調査を行  
っております。

今回の事件でも、高校生年代の上級生との交友というものがありません。児童・生徒の  
中には、さまざまな要因で急激に生活態度や言動、交友関係が変化するといった場合があ  
るかと思えます。そのような変化を一番感じるのは、学校では担任の教員、また学年の教  
員などであろうかと考えます。教職員が把握した児童・生徒の変化が、速やかに校長、副  
校長まで報告される体制を学校の中ではつくり、迅速に関係機関と連携をして、適切な対  
応策を打っていく必要があることを、改めて全小・中学校長にお願いをしたところであり  
ます。

年度末を迎えます。進学、進級、クラス替え、担任の先生の変更など、子どもたちは心  
が揺れる時期を迎えるかと思えます。春休みを前に、改めて各小・中学校で児童・生徒の  
状況把握をし、課題のある子どもに関しては、学校と教育委員会が連携をして状況把握に  
努め、必要があれば児童相談所や警察など、関係機関と速やかに連携し、組織的に対応し  
ていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 私から、今回の殺傷事件について感想を述べさせていただきたいと思います。

マスコミを通しての情報しか持ち合わせておりませんが、マスコミのニュアンスで特徴的なのは、大人がなぜ見つけられなかったのか、なぜ防ぐことができなかったのか、なぜ声をかけられなかったのかということで、大人社会に対する批判の論調が強かったように思います。私は初動の段階から、学校が子どもの状況をもっと把握できたはずだと思っております。中学1年生ですから、12歳、13歳という年代の子どもが、17歳、18歳というような、しかも問題行動が心配されているような子どもとつながりを持っていることに対して、学校がなぜこのことにもっと真剣に取り組まなかったのか。今まで学校が責められるたびに、私はそうではないと主張してきましたけれども、今回の事件につきましては、学校がもっと敏感にかかわるべきだったのではないかと、危機感を感じるべきだったのではないかと思います。

もちろん、対応は学校の教職員だけでできるわけではないので、学校が持ち合わせている学校外の人材、これは今、学校支援地域理事もいらっしゃいますし、健全育成にかかわる大人の方々も大勢いらっしゃいますし、指導課長がおっしゃったように、警察等のさまざまな機関もありますし、スクールソーシャルワーカー等の今まであまり活用されていなかったような職種の方もいらっしゃいます。そういう方を総動員してもっとかかわるべきだ。これは不登校だからということではなくて、子どもたちの日常の生活に対して、もっと敏感に対応すべきであったと私は思いました。

ぜひ校長会あるいは生活指導主任会等、学校の教職員に対して、そういう問題に対して敏感に感じて、すぐに取り組み、子どもたちが安全に学校生活を送れる、家庭生活を送れるように、機会を見て、またご指導いただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○八並委員 大変痛ましい事件で心が痛みます。その事件が起こった後に、LINE等のSNSを通して、さまざまな情報が流出したということがあります。子どもたちへの情報の取り扱いについてはどのようなご指導をされているのでしょうか。

○指導課長 多くの子どもたちが、小学校の高学年ぐらいからスマートフォンや携帯電話をもう所持しているという調査結果があらわれております。町田市の子どもたちに関しても同様であろうかと考えております。そういった子どもたちが、そういった情報をどのように取り扱うかということ、情報モラルというところでしっかりと教育をしていくことが必要かと考えております。

各学校では、まずは1人1人の人権をしっかりと尊重する人権教育のところで指導しております。また道徳、そして技術の授業などでも、そういった情報機器の取り扱いということで指導を行っております。さらに、長期休業前などにおいては、安全な長期休業日を迎えるために、警察のスクールサポーターとか、さまざまなそういった情報の専門家などを呼びまして、学校で子どもたちに長期休業前の指導という形で、情報の取り扱い、また個人情報を流出させることの恐ろしさ、また影響の大きさといったことを指導しているところでございます。

○委員長 加えまして、情報に関することは、機器の性能が発達していった、大人でも追いつくのがなかなか大変な状況がこれからもどんどん進むと思います。初めから完璧な予防策はとれないと思いますけれども、心配事があるたびに、繰り返し繰り返しご指導をしていただければと思います。

ほかに報告事項はございますか。――よろしいでしょうか。

それでは、休憩いたします。

午前 11 時 26 分休憩

---

午前 11 時 29 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 12 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 43 分閉会